

國學院大學學術情報リポジトリ

班幣行事の復元的考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木村, 大樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001459

班幣行事の復元的考察

木村大樹

論文要旨

「班幣」はんぺいとは、全国諸社から神祇官西院じんぎくあんざいゐんに参集した神祇官の在地末端官人である祝部に対して幣帛を頒布し、これを各神社に奉らせるといふ国家祭祀の一方式である。その前提には、国家・天皇が特定の氏族の祭祀に直接介入できないという不文律があつた。

班幣行事の中核は「祝詞宣読」と「幣帛頒布」である。本論では班幣行事の次第・作法を細かく分析し、視覚的・復元的な理解を踏まえた考察を行っている。これにより、特徴的な御巫

の作法から行事に不在の天皇と国家祭祀との関係を示唆した。

また、その後の次第の変遷を追うことで、『儀式』『延喜式』の規定より優先される貴族の「家習」があることや、祭祀に対する人々の意識の変化があつたことを確認した。

最後に宮内庁書陵部蔵『月次祭神祇官指図』を紹介することで、班幣次第の中で諸司配置や動きを考察し、従来の『大内裏図考証』による神祇官西院想定図の再検討の必要性を提示した。

はじめに

本論は、古代律令祭祀制の根幹ともいふべき班幣行事について、その儀式次第及び儀礼作法の復元的な理解を目的として考察を試みるものである¹。古代の祭祀においては、ある氏族の祀る神をその他の氏族が祀ることはできないという不文律があつたと考えられている。これは天皇についても同様で、祖神である天照大神以外の個々の氏族の祀る神々への祭祀に、直接介入することはできなかったの

である。²そこで国家が主体となり、天皇の名の下で全国の天神地祇に幣帛を奉る場合には、主として在地で選ばれ神祇官の管理下にあった、祝部と呼ばれる下級官人を、中央の神祇官西院に参集させ、幣帛を頒布して各神社に奉らせるといふ形式が採られた。³これが「班幣」である。

班幣行事については、これまでその成立や意義については多く論じられてきたが、⁴一方で個々の次第や作法について詳細に扱ったものは意外にも少ないように思われる。そこで本論では、班幣行事の行われた最たる祭祀である二月の祈年祭を主な対象として、これが神祇官西院という場でどのように繰り広げられたのかということ、視覚的理解への展望を踏まえ復元的に考察する。具体的には、平安時代の法整備のもとで編纂された『貞観儀式』及び『延喜式』（以下、『儀』及び『延』）を基礎史料とし、これらと次第・作法に大きな差異がないと認められる点については、『西宮記』『北山抄』『江家次第』（以下、『西』『北』『江』）といった平安中期以降の儀式書で補足し、班幣行事の性格の一端を探ることとする。また、天養元年（一一四四）に行われた祈年祭の様子を知ることのできる外記・清原重憲の『重憲記』（以下、『重』）や、治承四年（一一八〇）の祈年祭の記録を残す九条兼実の『玉葉』（以下、『玉』）といった古記録類を用いて、細かい作法の確認、及びその後の変遷を追う。そして最後に、宮内庁書陵部所蔵の『月次祭神祇官指図』を分析し、儀式次第を図に落とし込んだ視覚的な考察を行うこととしたい。⁵

一 『貞観儀式』『延喜式』からみる祈年祭の流れ

班幣行事の中核となるのは、その名の通り祝部への幣帛の頒布であり、またそれに先行して参集者全体に対し行われる祝詞の宣読である。本章では祈年祭の次第を「①準備」・「②参官・着座」・「③祭儀中核部分」・「④退出」の四段階に分け、特記のない限り『儀』は「二月四日祈年祭儀」、『延』は「四時祭式上」祈年祭条の記述の比較・分析から各次第を理解していくこととしたい。なお紙幅の都合上、史料の全体的な引用は割愛させていただく。

①準備

『儀』『延』ともに、祈年祭の十五日前(月次祭の場合は対象が少ないため五日前)から行われる供神調度の造備段階を記している。『儀』によると、これに関与するのは主に神部の忌部八人、鍛工・共作・木工各二人(『延』は忌部八人・木工一人とする)であり、神祇官人の忌部一人がこれを「監造」(神部忌部の造備を監督する意か)する。ここで両書は、神祇官内に忌部官人や神部の忌部が不足していた場合、諸司の忌部氏を充てよと規定している。神祇官所属の官人であることよりも、忌部氏としての古くからの職能が優先されていたことがわかる。

諸々の供神調度を造備して迎えた祈年祭当日の卯四刻(午前六時頃、『延』は「平明(＝明け方)」とする)、所司が儀式の場となる神祇官西院(齋院)にて庶事を弁備する。即ち神祇官人は幣物を案上案下に陳列し、掃部寮は内外の座を設営(『延』「掃部式」、後述)するのである。

官衙としての神祇官は、裏松固禪『大内裏図考証』第十九坤によると、南北三十七丈(約一一二メートル)、東西三十五丈(約一〇六メートル)の空間で、祭祀と儀礼の場である西院が、執務の場である東院より広い面積を占め、西院と東院との間を隔てる築垣の中央付近には両院往來のための中門が開いていた。西院には正庁である北庁をはじめ、南庁(南舎)や西舎などの主要殿舎が建つ。また八神殿に鎮座し、御巫の奉斎する天皇守護の八神の他、『延』「祝詞式」祈年祭条に登場する座摩・御門・生島の各御巫奉斎の神々も鎮座していた。図1「西院班幣想定図」は『大内裏図考証』所載「神祇官全図」の西院部分をもとに、班幣次第における諸司の配置や動きを想定したものである。以下、本図を参照しながら考察していきたい。

幣物陳列・諸座鋪設に続いて白鷄一隻と豚(『延』は「白猪」とする)一頭が、それぞれ京職および近江国により貢納される(場所については後述)。これらはともに御年(歳)神にのみ奉られるものであるが、忌部広成の『古語拾遺』は、農耕災害の祟りを起こした御年神に対し、白馬・白猪・白鷄を奉ったことで怒りを解いたという祈年祭起源説話を載せており、この次第と符合する。京職とは宮都の置かれた京内の行政等を管轄する官司であるが、これに準拠して近江国に宮都の置かれた時代を考えると、天智天皇の近江大津宮がある。近年、岡田莊司氏は祈年祭天智朝成立説を再評価し、『日本書紀』天智天皇九年(六七〇)三月九日条の「於三山御井傍」

敷^二諸神座^一、而班^二幣帛^一、中臣金連、宣^二祝詞^一、⁸という記述に着目し「祈年祭班幣の原型を彷彿と」させるとした。ここから岡田氏は近江国の白猪について「斉明朝以前、大和盆地において五穀不調であった記憶が、天智朝の祈年祭において、近江国から大和へ白馬・白猪・白鷄を奉獻する儀礼となつて、祈年祭に残存した⁹」としており興味深い。そう考えるならば、京職が存在していたとされる天武朝の浄御原京の時代には、祈年祭（もしくははその前身）の始原の地である前京の近江国から継続して白猪を貢納し、一方で飛鳥の京職から白鷄が貢納されていた可能性もあろう。

②参官・着座

西院の弁備が整うと、儀式に参加する諸司が次々に西院に参官し、それぞれ着座する。初めに神祇官人が御巫らを率い、執務空間である東院から中門を入り、西舎の座に東面して就く（図1①参照・経路については不明のため、直線距離で図示）。『延』「掃部式」祈年祭条には「西屋設^二神祇官伯已下座^一、又其屋前庭設^下讀^二祝詞^一者座^上、〈東面〉但御巫座祝師後、¹⁰とあり、西舎東側の前庭には中臣氏が祝詞を宣読する際に就く庭座が設けられ、その後方に御巫の庭座があつた（図1「西舎」参照）。以降の次第から察するに、その他の神祇官人についても中臣氏・御巫と同様、西舎内の本座と併せて前庭のいずれかの箇所到庭座が設けられていたと考えられる。

次に太政官関係者の参官である。『延』では、大臣以下は西院北側に開いた北門からすぐに北庁の座に着座しているが、『儀』では一旦北門内の座に就く詳しい様子を記している。即ち、大臣は門内西側に東面、参議以上は対する東側に西面して着座し、五位以上は門外東側に西面、その他の外記・史生・召使らは対する西側に東面に重行（位階の高い順に前から後ろへ重なり立つ意か）して着座する（『儀』、図1「北門」参照）。その上で大臣は、外記から前節①の庶事の弁備が完了したとの報告を受けて初めて北庁に移動する。吉江崇氏の述べるように北門は西院最大の門であり、『儀』の次第からはこれが単なる通用門ではなく、儀式の場をも兼ねていたことが窺える。このような『延喜式』と『貞観儀式』の記述の違いは、前者が「四時祭式」ならば主に神祇官を対象とした祭祀ごとの規定を中心に記載するのに対し、後者は儀式ごとに参列者の全体的な次第の流れを俯瞰的に規定するという、資料としての目的の違いから生じたものと考えられる。

大臣以下は北門から北庁に向かい、それぞれ大臣は南面、参議以上は西面、諸王・大夫（五位以上）は東面という座次で着座する。『延』
 「掃部式」祈年祭条は「大臣舎之東屋設^二外記座^一、」とすることから、外記の座は大臣らと同じ北庁ではなく東舎に配されていた（図
 1④及び「東舎」参照）。北庁内の座の詳細については『西』祈年祭条は、大臣が東第三間の北壁下に南面、参議以上（納言・参議）が
 東第一間に南面（西面の誤りと思われる）、王・大夫が西第一間に東面したと記す。即ち儀式が行われる祭庭を向いた、南側が空いた「コ」
 の字型の配置である（図1「北庁」参照）。また『儀』は大^二臣が北庁の北戸より、参議以上が同東砌より、諸王が同西砌よりそれぞれ
 入庁・着座するよう規定する。¹¹『玉』三十三、治承四年（一一八〇）二月四日条には、北門から北庁座に就くまでの、上卿（大納言）
 の動きが詳細に記されている。それによると、上卿はまず東腋座を起ち（立つ前後に揖あり）、門の壇を降りる。そして北庁の北側か
 ら東南の壇上を経て、南側の東第一間部分（妻戸あり）に向かう。その長押の下で揖をして昇殿し、西面の座に就くのである（五位
 以上の経路についても同様であろう。図1④参照・北庁北側までの経路は不明のため直線距離で図示）。なお、北門から北庁までの庭
 中を進む間、東帯の裾は隨身が弓に懸け、北庁壇上から上卿自らこれを持ち、東南角の辺りでこれを再び垂らしたという。

さらに『西』同条によると、北庁内の参議以上の座前には予め式筥が置かれていた。この式筥には『内裏式』などの儀式書が納めら
 れていたと考えられ、儀式運営のために欠かさず常備されたものであった。これは初め北門内に置かれていたもので、同じく『玉』に
 「此間召使取^下在^二北門^一之式筥上、走来先置^二此座前^一、」とあるように、着座までの間に召使が北門から北庁へ走り運んで来たのであつ
 た。北庁は西院の正庁であり、またこのような儀式運営のための式筥を兼置することから、太政官関係者は西院北側の殿舎から南向き
 に班幣行事の次第を監督する、儀式の運営主体であったといえよう。

続いて『儀』によると、北庁の大臣は召使を召し、「式部を刀禰入れ奉れと宣へ」と申して、式部省次官（輔）に群官（百官・刀禰）
 を参入させるよう命じる。なお、この際の大^二臣（上卿）の発声について『玉』同条は「微音仰^レ之、但召使慥聞程也、」としており、
 召使が確かに聞こえるほどの微音にて命令が下された。また召使の候所、及び大臣のもとへの動線については、『西』月次祭条に「召
 使二人立^二良壁外壇下^一、同音称唯、一人経^二東屋并倉後^一立^二庭中^一、」とあることから、北庁外の北東壁下に控えており、そこから東
 舎と倉（高蔵）の後ろを経て北庁前庭で大臣に対面したのであろう（図1③参照）。命を受けた召使は、南門外にて群官を率い候する

式部輔の元へ向かうが、『玉』同条には「召使称唯、経幣案東」出南門、「召レ之、」と、幣案の東側を経て北庁から南門に至る様子が描かれている(図④参照)。そのため、前節①で神祇官の陳列した幣帛は、北庁から南庁にかけての広大な祭庭中のいずれかの箇所にあつた可能性が高いと考える。またこのとき群官は『江』月次祭条に「群官著南門外西掖幄、」とあることから、南門外に設営された幄舎(大蔵省の用意か)に候していた(図1「幄」参照)。

こうして群官は式部輔に率いられて南門から参入し、南庁の座に北面して就く(図1⑥参照)。『延』掃部式「祈年祭条は「南舎敷座二行、(北面東上、)前一行為弁官并諸司五位已上座、後一行為官史并諸司六位已下座、」としており、その座は主に五位以上と六位以下に分かれて前後二列に敷かれていた。『養老神祇令』が「其祈年月次祭者、百官集神祇官、中臣宣祝詞、忌部班幣帛、」とする如く、ここで群官(百官)が南庁に参集することは、班幣行事の主たる特徴の一つであつた。これについて『令集解』朱説は「謂男官人也、女不云者、未知、史生同官人不、答、此主典以上、每司一人許可参也、」としており、「百官」とは全官人というより、むしろ官司ごとに主典以上の男官一人程度が参官すべきであると理解している。

以上で神祇官をはじめ大臣以下の太政官関係者並びに諸司の群官がそれぞれ所定の座に就いた。『儀』『延』ともに条文中でこの参官・着座の次第部分に最も紙幅を割いていることから、律令制においていかにこのような座次が重視されていたのかは自ずと理解できよう。

③ 祭儀中核部分

それぞれの座次が定まると、西舎の御巫が殿舎の座から降り、掃部寮鋪設の西舎前庭の庭座に就く。班幣行事の中核となる次第は前述のとおり祝詞宣読と幣帛頒布であるが、それはここで御巫が他の官人に先立って西舎前庭の庭座に就くことにより、象徴的にその開始が示されたものと考えてよいだろう。天皇の神祇官出御や具体的な作法のない班幣行事において、天皇の玉体を守護する八神殿を奉斎する御巫が象徴的な所作を為すことは、国家祭祀である班幣行事が、天皇と全くの無関係ではないことを示していると考えられる。

続いて『儀』は左右馬寮が「計廿一疋、(寮別十疋、)を牽いて参入し南舎東頭に立つとする(図1「馬」参照)。『延』は御年神から竹谿水分神までの二十二社に各馬一疋が供されるとあるし、『延』「左右馬式」諸祭被馬条は「二月祈年祭十一疋、(左右各十一疋

の意)とされていることから、『儀』の「寮別十疋」は「十一疋」の誤りと考えるのが妥当だろうが、合計頭数を「廿一疋」とするところをみると、御年神に充てる馬一頭は他の二十一頭とは別置されていたのかもしれない。『江』ではその御年神に対してのみ供される白猪・白鶏について、馬に関する記述に続き「白猪入レ檻、白鶏予繫レ之、」(『西』『北』も概ね同様)としている。これについて岡田莊司氏は、奈良時代後期の神祇官と推定される遺構(平城宮式部省東方官衙の上層遺構南方の東西溝(SD4100))より出土の木簡に記された「鴨社籠」銘を、¹³葛城鴨神社(御年神)に奉られる白鶏を入れる鳥籠のことと推定している。また『重』天養元年(一一四四)二月四日条には「又左右馬寮各引¹⁴馬十一疋并廿一疋¹⁵引¹⁶立諸社幣南¹⁷辺¹⁸、白猪白鶏等須¹⁹繫²⁰其南木²¹辺²²云々、」とあることから、前述の幣帛の陳列場所と併せて、これらの位置関係を概ね想定することができよう(図1「幣帛」及び「馬」・「鶏猪」参照)。¹⁵

次に班幣の主要な対象となる諸社の祝部らが、神部(『儀』は「神祇官掌二人」とする)に率いられて南門より入り、神祇官人の着座する西舎の南庭に就く(図1Ⓣ及び「祝部」)。ここで『延』の規定するところの「神祇官祭神七百卅七座、」に関わる祝部のうち、どれだけの人数をこの場所に収容することができたかは不明である。しかし、既に多くの先行研究が示している通り、班幣制度は早くから形骸化が進み、祝部の多くは神祇官に規定通りには参向していなかった。¹⁶『延喜式』がある種の文化事業的な「百科便覧」と評されるように、¹⁷その編纂が為されたときには既に班幣制度は崩壊しかけていたが、次第規定の中では現状には即していないながらも、律令制当初の理念(抑々それが過去にどれだけ実現したかは別として)を表したものと考えられる。

班幣行事に関わる全ての人々の参官が完了すると、西舎内に着座している神祇官人が御巫と同じく前庭の庭座に降り、北庁や東舎、南庁の大臣以下諸司もこれに倣う。『延』「掃部式」祈年祭条は「又大臣已下諸司六位已上座、預設²³於各舎前庭²⁴、(為²⁵下²⁶讀²⁷祝詞²⁸時座²⁹上、敷³⁰以³¹葉薦³²、)」としており、それぞれの殿舎の前には予め庭座の葉薦が敷かれていた。

こうして西院の参集者全員が庭上に降りると、中臣氏が祝詞座に進み祈年祭祝詞を宣読する。その座については先述したが、これについても『重』前掲条に「次祝師参入着³³庭中座³⁴、(東³⁵面諸社幣西³⁶也、神祇官人二人持³⁷簡立³⁸其南³⁹同東⁴⁰面⁴¹、)」と位置関係が示されている。『大内裏図考証』附图を基にした図1では、諸殿舎の配置上、『重』の記述を適切に復元するのは困難であるため、今後改めて西院の全体像を想定し直す必要があるだろう。しかし一先ずはこれにより、中臣氏が祭庭上に置かれた幣帛の西側に立ってこれに東面し、班

幣に関わる神祇官人二人もその南側で同じく東面、という相対的な位置関係の想定が可能となるだろう。

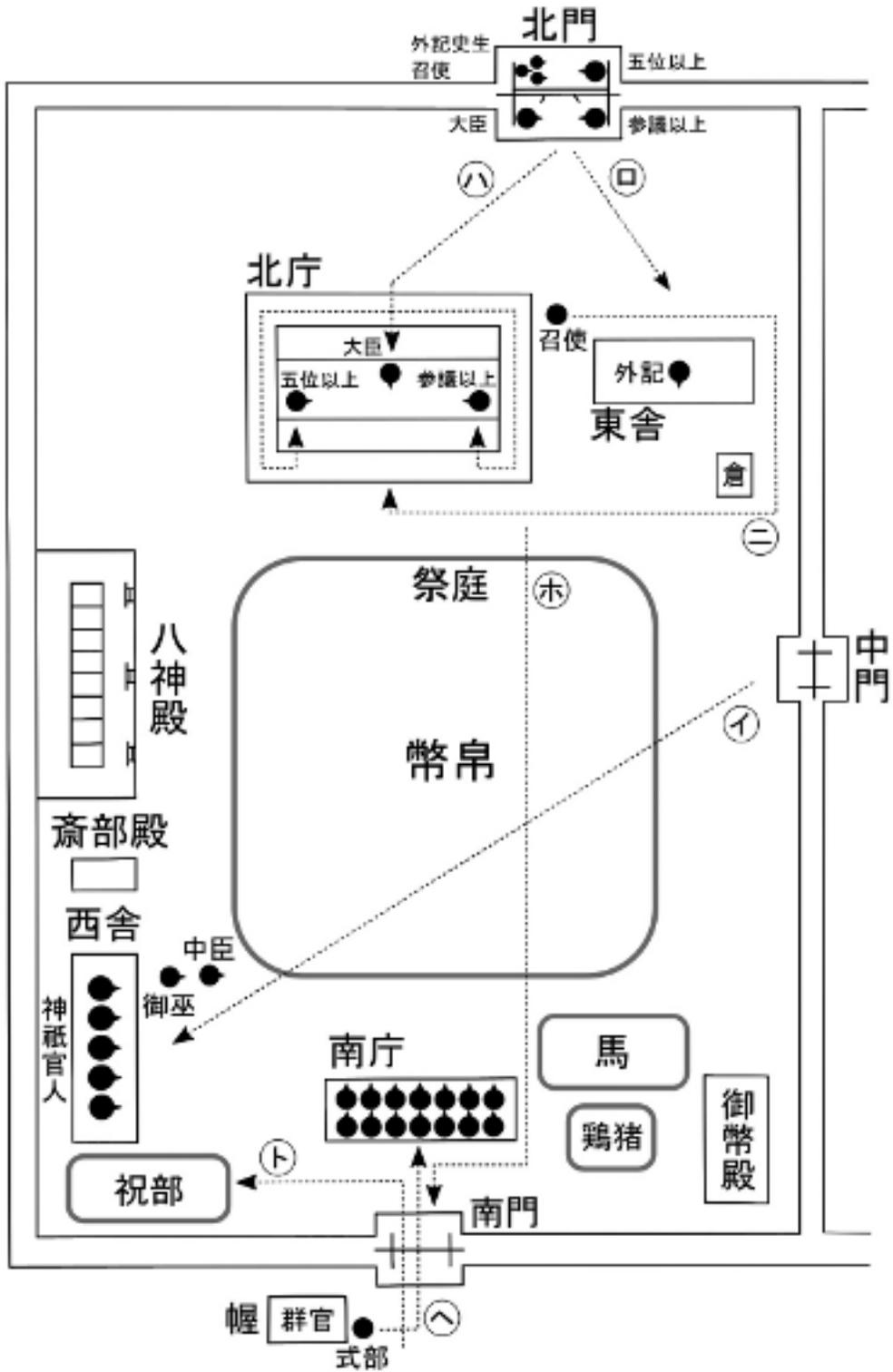
祝部らは祝詞の一段ごとに称唯する。宣読が終わると神祇官人、大臣以下・五位以上、群官、祝部の順に拍手両段し、この後に殿舎上の本座に復すことになっていた。儀式の核である祝詞宣読に際して、このように大臣以下の参集者全員が一度庭上に降りるという作法からは、これが古代の神社祭祀の基本であった庭上祭祀の一環であることを知ることができる。祈年祭祝詞を中心に祭祀構造の分析を行った塩川哲朗氏は、祝詞の基本的な語構成が、①対象である神の明示・②幣帛奉納理由・③神に奉る幣帛の賛辞となっていることから、「祈年祭祝詞の主眼は奉る幣帛を賛辞すること」とあつたとした¹⁸。これは儀式次第の面からも確認でき、参集者全員が一段高い諸殿舎内からではなく、幣帛と同じ高さである庭上に降り立ち、これを賛辞するということが重要であつたと考えられる。

祝詞宣読に続いていよいよ幣帛の頒布が行われる。神祇伯が史に班幣を行うよう命じると、史二人は称唯し、札（諸社の名を記したものか）を執り幣案の西側に東面して立つ。さらに忌部二人が神部二人を率いて幣案を挟む形で立つ。史は順番に御巫及び諸社の祝部を呼び、呼ばれた者は称唯してここに進むことになる。これに対して神部が班幣を行うが、ここでも忌部は「監^二頒^レ幣事」（『儀』）とあるように、「①準備」の段階と同様に神部の幣帛頒布を監督する立場にあつたことがわかる。一方、伊勢神宮の幣帛については諸社の幣帛とは別の案上に置かれ、祝部を介した班幣の形式ではなく、使を差遣して奉ることになっていた。また御巫については、「②参官・着座」の段階では、神祇官人に率いられる神祇官側の存在として描かれているが、本段においては諸社の祝部らと同じく、幣帛を受け八神殿の八神に奉る一祭祀者として描かれているのは興味深い。

なお、吉江崇氏は「班幣儀礼の儀礼構造の特徴は、多くの官人・神職者が庭中に並べられた幣物を「コ」の字型に囲むことにあるが、参会者の観点から見ると、南から北へという方向性を意識したことは疑い」ないとして、儀式全体についての南北軸での展開を指摘されている¹⁹。しかし、儀式全体で見ると南北軸であっても、次第の中核である祝詞宣読において中臣氏は幣帛に向かって東面しているし、幣帛頒布においても史は幣案の西側に立ち参集の祝部に対し東面していることを考慮すると、祭祀としてはむしろ東西軸を重視していることも注目すべきであろう。

諸社祝部への幣帛頒布が終了すると、史は伯に復命し、伯の応答に史が称唯することで、幣帛頒布の次第は完了した。

図1 西院班幣想定図



④退出

続いて幣帛頒布を見届けた大臣以下の参集者が、次々に退場して祭祀全体の次第が終了となる。これについてはその後に特徴的な次第の変遷が起こったため、次章にて詳述することとしたい。

二 次第の変遷―主に『重憲記』『玉葉』の記述から―

前章では班幣行事の次第について、主に『貞観儀式』『延喜式』の記述を用いて概観し、またこれと大差ないと認められるものについては、『江』などの後代の儀式書の記述により補足理解した。本章ではその後の変遷が認められる部分の次第について考察することとしたい。

班幣行事（特に祈年祭）の次第を記録するものとしては、前章で用いたような朝廷編纂の法典類や私撰の儀式書の他に、実際に祭祀の場に居合わせた公家の日記などの古記録がある。その中でも本章では、既に前章でも引用した『重』天養元年（一一四四）二月四日条と『玉』治承四年（一一八〇）二月四日条を再び用い、その特徴的な箇所について分析する。前者は少外記・清原重憲の日記であり、西院の東舎に就き上卿のもとで実際に儀式を差配した、外記の目線からの祈年祭次第が描かれている。一方、後者は九条兼実（当時は右大臣）の日記であり、その年に初めて祈年祭を奉行した、権中納言兼右近衛大将・良通（兼実の長男）の口状を通して、主に北庁に就く公卿らの動向が描かれている。つまり年代に四十年ほど開きはあるものの、平安時代末期の両書の記述により、北庁及び東舎、即ち太政官側の視点から捉えた祈年祭の、ある程度立体的な次第が確認できるのである（その点、既に両書を第一章の考察に引用したこともでも明らかであろう）。

『重』及び『玉』当該条の記述のうち、前章に示した『儀』『延』での次第や作法と明らかに異なるとみられるのは、祝詞宣読の後に御巫が幣帛を「廻見」という所作がみられる点、そして上卿が幣帛頒布を最後まで見届けずに退出するようになる点の二点である。

まず御巫の所作については、既に『西』月次祭条にその記述が見られ、『江』祈年祭条には『西』の記述を挙げて「御巫廻二見幣物一、〈三人出レ自二西壁一、始レ自二伊勢料一見レ之、件事或不レ被レ行、(中略)件事月次祭有レ之、西宮抄也、祈年祭不レ見、〉とある。これに加えて『玉』にも「次御巫へ人抱レ之云々、〉出来廻二伊勢幣一、三匝之後歸去、〉とあることを併せると、幼少のためか人に抱えられて西舎から出た童女の御巫が、庭中に並べられた伊勢幣を始めとする幣物を、三周巡って「廻見（廻り見る）」するという様子が想起できる。ここには『儀』『延』にみたような、御巫がその他の祝部と同様に幣物を受けるといふ記述は見られない。『重』にはこの「廻見」という作法について、上卿が外記や頭弁に諮問する様子が詳述されており、当時の人々の考えを窺うことができる。以下に引用する。

(略) 次神祇官人抱二御巫子一欲レ令レ見二幣物一、上卿（藤原宗輔・発表者注）仰云、月次祭儀雖レ同二当祭（祈年祭・同注）御巫子不レ廻二幣物一由已有二所見一、早可二婦入一、又予（清原重憲・同注）依レ召參人、(略)仰云、御巫子廻二見幣物一事如何、云、不レ廻二見幣物一由存江次第一、然而式文云、其儀同二月次祭一云々、而於二月次祭一者所二廻見一也、左右可レ在二御定一、上卿仰云、不レ可レ見也、〈式文廻二見幣物一事無二所見一、於二祈年祭一者不二廻見一由有所見、〉其後復二本座一、

これによると、上卿の藤原宗輔は式文（『延』か）に規定のない廻見作法に否定的であり、記主である外記・清原重憲を召し諮問している。重憲は『江』祈年祭条が『西』月次祭条を引いて「祈年祭不レ見」としている一方で、式文には「其儀同二月次祭一」とあることから、最終的な決定を宗輔に求める。その結果、宗輔は「不レ可レ見」として廻見させず、御巫を西舎に帰参させたのであった。また、その後本座に復した宗輔は、尚もこの問題を不審がり、頭弁の藤原資信に再諮問している。

このように『儀』や『延』に規定のない同作法については、疑問や不信感を持たれることもあったが、儀式書や日記に記載されるような、変遷した次第・作法が行われていたことも確かである。これについて小平美香氏は「御巫の職掌が実質的（幣帛をうける・筆者注）なものから象徴的（幣帛を廻見する・同注）なものへと転換していったことを示すものではないだろうか。「御巫」から「御巫子」への変化、つまり成人女性から童女への変化は、御巫の職掌の後退と同方向の動きとして捉えられるかもしれない。」と述べて興味深い²⁰。しかし前章で確認したように、班幣行事への御巫の関与には、『儀』『延』段階からある種「象徴的」な部分があった。そ

これは祝詞宣讀が行われる直前に、御巫が他の参集者に先んじて、幣帛が並べられるのと同じ庭上に降り立つという所作のことである。天皇不在の班幣儀式において、天皇を守護する八神殿を奉斎する存在である御巫が、以上のような「象徴的」な働きを為すことは注目すべき点ではなからうか。

御巫が実際に幣帛を受け取る存在から、象徴的に廻見する存在へと変質した要因としては、班幣制度自体が崩壊したことが挙げられよう。藤森馨氏の述べるように、十世紀以降の班幣行事は「本来の意義は完全に失われ、形骸化の度合を益々強め」ており、また「神祇官における自己完結的祭儀へと年々縮小・変貌」していた²¹。諸社の祝部の参向が減少し、神祇官内において御巫の所作が象徴的に為されたこともまた、班幣の神祇官自己完結化の流れと連動していたと考えられる。

次に上卿及び公卿の途中退出という変遷について確認する。『西』『北』段階の記載では、前章の『儀』『延』の次第と同様に、諸社への班幣が完了してから北庁の上卿以下は次々に退出しているが、『江』では変遷が認められる。即ち『江』祈年祭条に「次自^二上退^一〔藤氏公卿領^二春日幣^一之後、或早退出、以^二召使^一伝^レ弁曰、諸社幣能可^レ被^二頒行^一云々、〔源氏若江氏、頒^二平野幣^一之後、可^レ出歟〕」、また同月次祭条に「近代上卿立^二伊勢幣^一後、令^下召使触^中弁諸社幣慥可^レ頒由上退出、」とあるように、公卿らは伊勢神宮や自らの氏神社（藤原氏ならば春日社、源氏・大江氏ならば平野社というように）の祝部への班幣が行われたのを見届けると、弁官に残りの班幣を見届けるよう伝えて、自らは退出するようになるのである。

これについては『玉』治承四年二月四日条にも「次頒^二諸社幣等^一、召使参進、申^二春日幣立了由^一、即大將（＝九条良通…発表者注）起^レ座、〔両度揖如^レ初、〕不^レ還^二著堂上座^一、直以退下、〔是又家習也、〕とあって、九条良通は春日社への班幣を確認すると、北庁の座に復座せずそのまま退出しており、父・兼実はそれを「家習」と認識していた。さらに兼実は当日の次第に続き「上卿不^二復座^一事」として過去の二つの先例を引用している。即ち、『為房卿記』記載の源俊房が藤原頼道より示されたという「不^レ着^二本座^一、乍^二薦座^一、伊勢使発遣之後、早可^二罷出^一」、そして『中右記』記載の「上卿乍^二庭中座^一、伊勢幣并春日幣使立之後、自^二砌下座所^一退出給也、」という記述である。兼実は両書の先例に基づいて「不^レ可^二復座^一之由、諷^二諫大將^一」、つまり復座せずにそのまま途中退出する旨を良通

に「諷諫」(忠告)したのであった。

このように当時の公家社会には、儀式次第を遂行するにあたり、式文の規定を超越して順守された「家習」なるものがあり、親から子へ「家」ごとの独自の作法が伝授されていたことがわかる。『玉』には同年の祈年祭三日前の二月一日から、当時十四歳の良通にとつて初めてとなる祈年祭への出仕に際して、父・兼実が自邸に中納言・源雅頼や大夫史・小槻隆職らを招き、細かな作法などを教えさせている様子が描かれている。途中退出については同条に「而於_二神祇官_一、大夫史、并右少弁兼忠等、存_二他家之例_一、可_二復座_一之由、再三令_レ申、然而大将不_二承引_一退出云々、」とあり、神祇官の場においてその大夫史(小槻隆職)らが「他家之例」にあるように復座すべき旨を再三申したにも関わらず、良通は結局それを受け入れず、「家習」に則り退出したとある。「家習」が重視された様子が窺えよう。同二月四日条には他にも、衛士が伊勢幣を受け取って東門から退出する間に、本来ならば平伏しなければならなかったところ、兼実が良通に予めその作法を教えるのを忘却していたために、良通がそれをしなかったことを兼実が自責する記述がある(「先伊勢幣衛士受取了、便出_二東門_一了、(此間可_二平伏_一、而余忘却不_レ教_二其由_一、仍不_二平伏_一云々、余失也、」)。儀式での振る舞いが公家社会での評価に直結していたと考えられる時代にあつて、前章でみた『儀』『延』の規定にはない作法も併せて、どれだけ人々が神経を尖らせていたかがわかるだろう。²²

三 宮内庁書陵部蔵『月次祭神祇官指図』について

宮内庁書陵部所蔵の九条家旧蔵『月次祭神祇官指図』(函架番号・九・一〇〇一七)(以下、本図)なる資料がある(図2参照)。班幣行事が行われる神祇官西院の様子を描いたものであり、裏面に「月次祭神祇官指図_(大指)直注進之」との記載がある。本図自体に成立年代の知れる記述はないが、同架の資料群の年代から鎌倉期作と推定されている。寸法は六三・八×五一・一センチ。太政官人の座する北序、並びに群官の座する南序部分に当たる上下二箇所に、折り畳まれて保管されていたことを想起させる同形状の大規模な欠損があるのは惜しいことであるが、当時の神祇官西院の大まかな構造と班幣行事での諸司配置を知ることのできる貴重な資料であると考ええる。

图2 『月次祭神祇官指図』(左：標題、右：図面)

月次祭神祇官指図
 小東 謹進

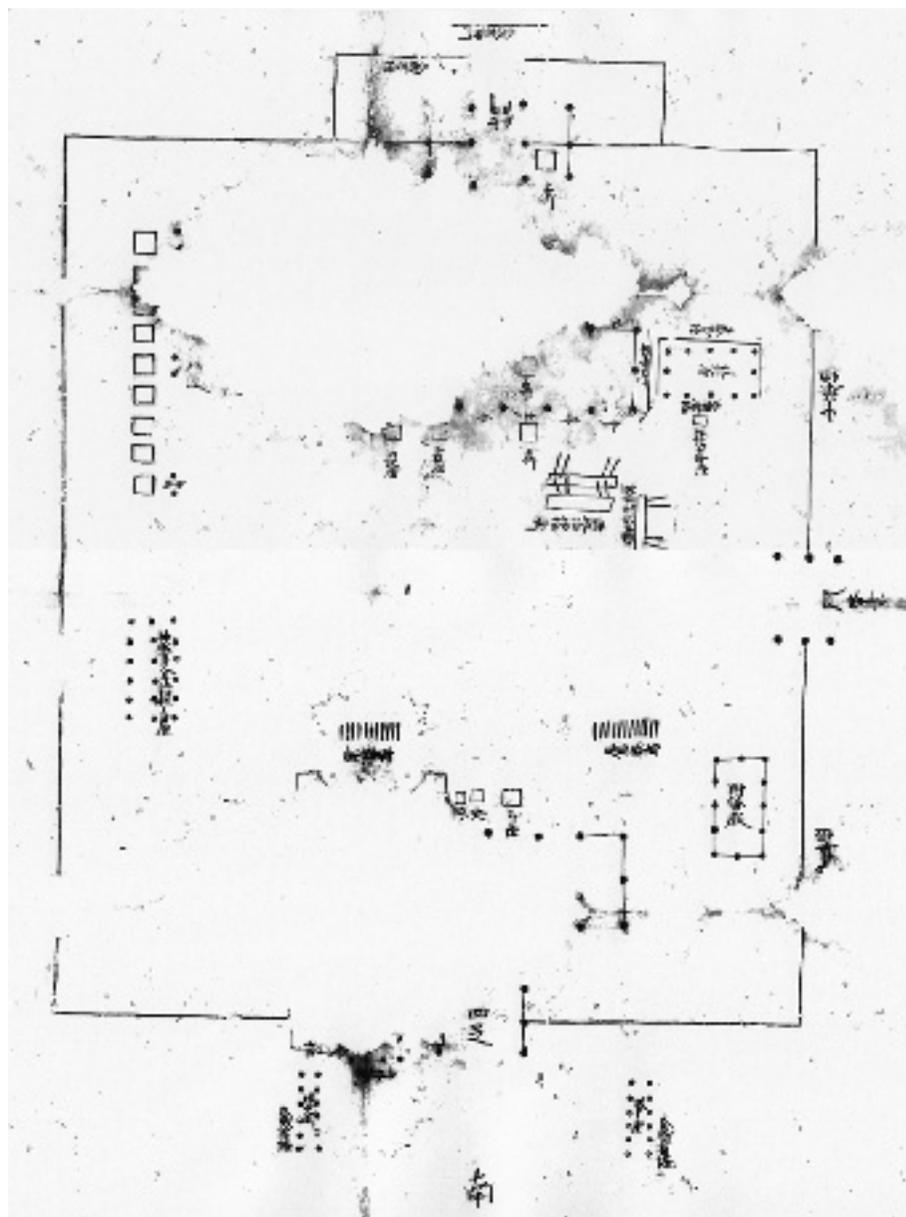


图3 『月次祭神祇官指图』概略图

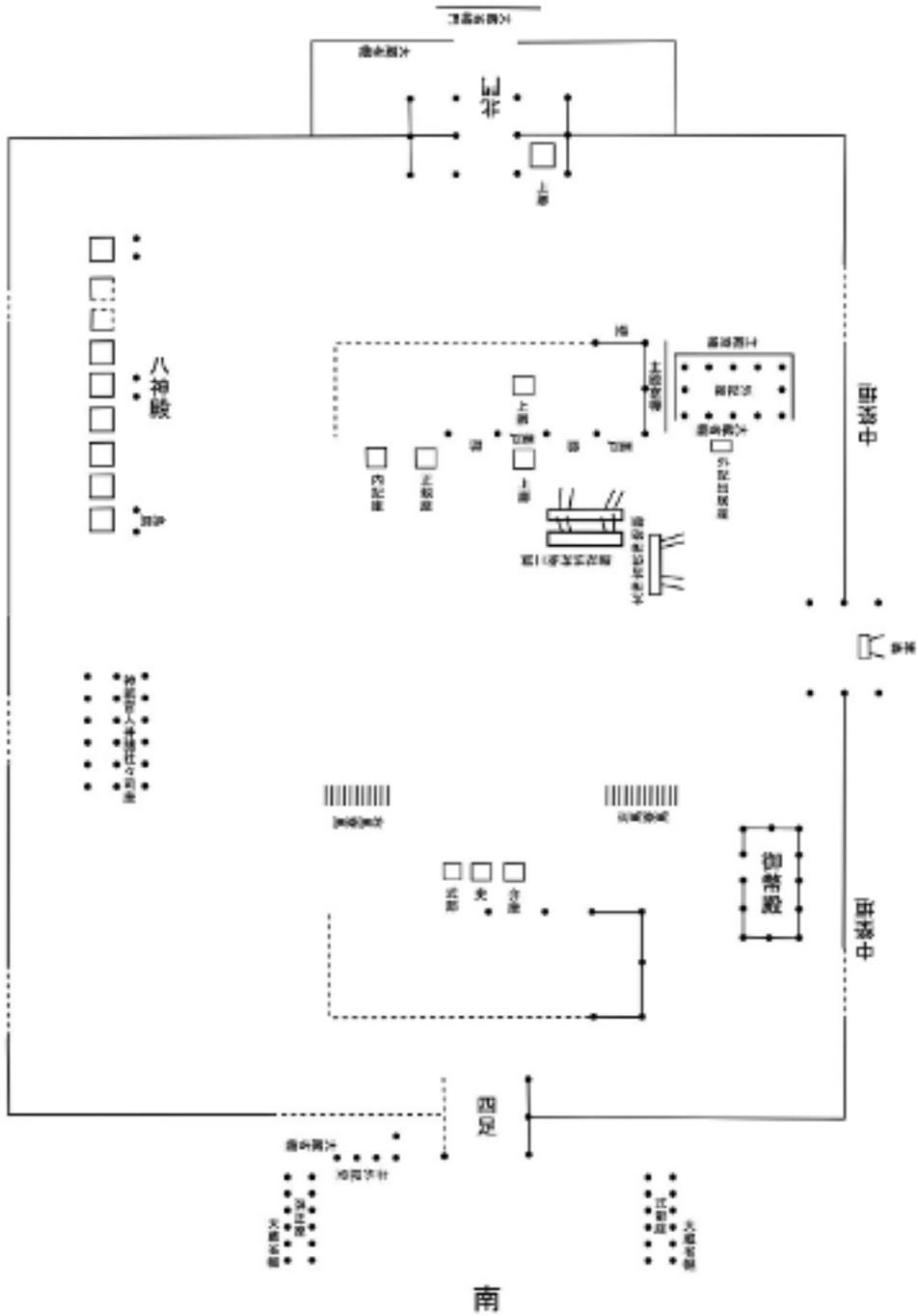


図3は本図(図2—写真版)をもとにその概略を作図したものである。点線部は欠損箇所を補ったものであるが、北庁及び南庁については欠損範囲が大きく、元の間数等を復元するのが困難であるため、あくまで概形を示すことに留めた。以下、図3を参照しながら、その内容を確認していききたい(図中に記載の語句には「」を付した)。

①北門

はじめに本図上部に描かれる「北門」部分についてである。第一章で述べたように北門は西院最大の門であり、本図でも十二本の柱を構える八足門の構造が確認できる。門内東側には「上卿」座がある。『江』祈年祭条には「上卿参_二神祇官_一、先著_二北門内腋座_一、(東腋西面、但大臣著_二西腋_一、(略)納言上卿之時、東腋座(略)」とあることから、本図の描く月次祭における上卿には大・中納言が分配されたとわかる。また門外には北門を囲むように「大蔵省幔門」及び「大蔵省幔」が張られ、外部からの目隠しとなっていた。

②南門

次に①北門に対する南門部分(本図下部)である。欠損のため判別しにくいのが、記載のあるように六本柱の「四足」門であった。同じく欠損が激しく判読困難ではあるが、門西腋には「大蔵省幄」があつて「弁外記史」の座が設けられている。『重』前掲条に「上宣大輦火司・式司召_オ、召使称唯出_二南門_一唱_レ之、」とあり、第一章②参官・着座」では上卿(大臣)が式部輔(≡式司)を召し、群官を参入させたが、この際に弁官(≡大輦火(おほともひ)司)も同様に召す例もあつたことがわかる。本図南門西腋の幄にもこのような要請に応えるために外記・史と共に弁官が就いていたのであろう。また門外両腋にも「大蔵省幄」がそれぞれ一棟ずつ立てられていたが、東幄には前述の「式部座」があり、対する西幄には「彈正座」があつた。彈正台は京内官人の綱紀肅清・非違彈奏を担当した官であるが、『儀』『延』には登場していなかった。これについても『重』には「弁、史、式部録守元、(略)彈正忠師業、疏季定等次第_二南庁座_一、」とあり、⑤南庁には確かに弁・史・式部録と同様に彈正忠・疏の座があつたことが確認できることから、西院参入前に門外幄に候していたものと窺えよう。

③中築垣

次に西院と東院を隔てる「中築垣」（本図右側）である。この中間には両院往來のための中門（四足門）が開いており、本図にはその門内部分に「幣案」を確認できる。管見ではこの案の用途については定かではないが、同じく『重』に「伊勢幣祭主清親卿起座渡^二庭中^一、〔諸社幣南也〕、自^二東門^一退出、」とあるように、班幣の際に祭主が諸社幣の南側にある伊勢幣を受けて、庭中を通り東門から退出したという次第から考えるならば、本図の幣案もこの伊勢幣に関するものであったと推定できる。詳細は不明だが、退出の際に伊勢幣を一旦安置などするための案であったのだろうか。

④八神殿

本図左上部分の殿舎群とその前部に開く三基の鳥居は八神殿を表している。欠損しているが微かに「八神殿」と思しき記述が確認できる。他の門や殿舎と異なり柱を記述していないことから、春日造などと同様に井桁に組んだ土台の上に柱を立てた構造であったと考えられる。八神殿ながら全九殿ある理由は不明であるが、このような九殿構造は管見でも複数の神祇官図で見受けられるため、何らかの史実に基づくものかもしれない。

⑤南庁

②南門を入った先に描かれるのは南庁である。南北二間であることは確認できるが、東西は東三間部分までしか視認できず、以西は欠損している。庁内の座は欠損があるため確認できないが、前庭に「弁座」「史」「式部」の庭座が確認でき、祝詞宣読の際にこれらの庭座に降りて祝詞を拝聴した様子が窺える。

⑥御幣殿

次に⑤南庁の北東方向に描かれる「御幣殿」（本図右下部分）である。南北四間、東西二間の構造であり、西面の北二間部分のみ壁

が途切れているのは出入口を表すと考えられる。

⑦西舎

④八神殿の南方に描かれるのは南北五間、東西二間構造の西舎（本図左側中央部）であり、「神祇官人并諸社々司座」との記述が確認できる。『儀』『延』によれば、西舎内に座を設けられたのは神祇官人や御巫などであり、祝部（社司）は西舎内ではなくその南庭に列立していた。本図で祝部の座までもが西舎内に設けられているのは、参向する祝部の数が減少していたために舎内に入ることが可能になったからであろうか。これについて詳細は不明であるが、本図の西舎は八神殿とともに『大内裏図考証』想定神祇官図（図1）のそれより北寄りに配置されていることで、南庭が広く取られている。第一章「③祭儀中核部分」でも触れたが、『延』の想定する全ての祝部を収容し、また西舎前庭に着座する中臣が幣帛を東向きに捉えるには『大内裏図考証』想定図より本図の方がより現実的であると考えられる。今後儀式次第の流れによる神祇官図全体の再検討が必要であると考える。

⑧北庁

①北門を参入した先に描かれる北庁も⑤南庁と同様に大部分が欠損してしまっており、南北二間で東西は東四間部分までは視認可能となっている。北面の実線部分に「壁」と書かれていることから、これまでの南庁・御幣殿の実線部分も壁を表していたとみてよいだろう。また南面には「妻戸」と「部（立部）」が交互に書かれている。

北庁内の東三間部分には「上卿」座があり、正面「妻戸」先の前庭には祝詞宣読の際に降り立つ「上卿」庭座も確認できる。それ以外の庁内の座は欠損により確認できないが、前庭に二つの座が確認できる。判読は困難だが、それぞれ東側が「正親座」、西側が「内記座」とあると考える。

これらはどちらも太政官人ではなく、管見では『儀』『延』は勿論、後の儀式書類においてもその着座に関する記述を探し得ていない。まず正親司は宮内省の被官で皇親の名簿を管理していた官司であり、北庁（前庭）着座の理由は不明である。班幣行事への諸王の参官

があったことや、長官である正親正に白川家が多く任じられた例があることなどに起因するかもしれないが、詳細は不明である。一方の内記は中務省品官であり、詔勅・宣命の草案作成を担当したが、正親司同様に本来は北庁に着座すべき存在ではない。内記が天皇との関わり深い職掌であったことからその理由を考えるならば、藤森氏の述べる院政期における祈年祭の変遷が関係するかもしれない。というのも院政期には、「祈年祭・両度月次祭・新嘗祭等の律令神祇体制の基幹祭祀が、いずれも天皇親祭の伊勢神宮関係の祭祀と位置付けられて」いたのである。²³九月十一日の例幣発遣儀は本来、大極殿後房の小安殿を儀場としたが、穢れ等が発生した際には神祇官北庁が用いられ、そこに内記の座も設けられていた。これにより祈年祭が天皇や神宮に関係深い祭祀と認識されたことで、例幣発遣儀と同様に宣命（もしくはそれと同等のもの）が準備され、内記が北庁に就くことになったと考えられないだろうか。これについては正親司の存在理由と併せて班幣の変遷という点から今後の検討課題としていきたい。

⑨東舎

⑧北庁の東側には「外記座」のある東舎が位置する。南北二間、東西四間の「大藏省幄」であり、北東西の三方を「主殿寮幔」で囲まれ、また北庁との間も「主殿寮幔」に区切られている。また前庭には北庁や南庁と同様に「外記出居座」がある。『愚昧記』治承元年（一一七九）九月十日条に「（略）神殿東舎、須_レ設_二件座_一、而_レ彼舎顛之後、近例、用_レ幄」とあり、この頃既に常在の構造物としての東舎はなく、機に応じて幄舎が用いられていた。これが北庁や御幣殿に見られるような、黒点（柱）を実線（壁）で結んだ表現ではないところからすると、神祇官人及び祝部（諸社司）の就く⑦西舎も臨時の幄舎であった可能性が高いだろう。

⑩祭庭

最後に⑧北庁と⑤南庁の間に広がる祭庭（本図中央部分）についてである。第一章でも述べたように、ここに神宮幣をはじめとする諸社への幣物が並べられていた。まず南庁前方部分には東側に「左馬寮馬」十二頭、西側に「右馬寮馬」十一頭の馬を描いているが、『延』左右馬式・諸祭祀馬条には「六月十二月月次祭各二疋」とあって数が合わない。「左馬寮馬」の十二頭は十一頭の誤記であるとして、

恐らく本図は『月次祭神祇官指図』という表題ながら、祈年祭班幣の様子を描いているものと理解した方がよいだろう。

対する北庁の前方部分には「諸社供神物二脚」「太神宮供神物棚」が描かれている。これについて『中右記』嘉承二年（一一〇九）二月四日条には「御幣兼居二案上」^一、〈伊勢幣案東、諸社二脚兼置^レ之^レ〉^二とあり、本図の幣物配置を裏付けることができよう。なお、神宮以外の諸社幣については、案（棚）二脚分しか並んでいないが、これも参向する祝部が減少したため十分であったのだろうか。『延』の全祝部が参向する場合、この祭庭中に幣物がところ狭しと並べられるのを想定したのかもしれない。

以上、宮内庁書陵部蔵の『月次祭神祇官指図』の描く神祇官西院の各門及び殿舎等について、その他の文字資料により裏付けを行うことで視覚的に班幣行事を理解してきた。前述したように、第一章の考察に用いた『大内裏図考証』をもとにした図一と比べて、本図の方が以下のいくつかの点において、より班幣の次第に即した殿舎配置であると考ええる。第一に北門と北庁が南門・南庁と同様にほぼ一直線上に並んでいて、門からの移動に際して不自然に斜めの経路を通る必要がないこと。第二に八神殿・西舎が北寄りにあることで、Ⅰ祝部の就く西舎南庭が十分に広く取られている、Ⅱ築垣中門から西舎までの直線距離が短くなる、Ⅲ西舎前方の祝詞座から祭庭に並べられた幣帛に対して無理なく東面することができる、といったことが挙げられよう。これについては今後、他の神祇官図と照合の上、検討していかねばならない。

最後に本図の成立意図について考察したい。前章において式文の規定を超越する「家習」の存在や、公家社会での自己の評価のために貴族たちが儀式の次第や作法の細部に注意を払ってきたことを確認した。『玉』治承四年二月一日条に兼実邸での良通への作法指南の様子が描かれていたが、その中に「招^二源中納言（源雅頼・発表者注）^一、令^レ教^二其間作法^一、（略）又大夫史隆職（小槻隆職・同注）、注^二進神祇官装束指図^一、」という記述があった。祈年祭に先立ち中納言の源雅頼を招いて作法を教示させ、大夫史の小槻隆職には「神祇官装束指図」なるものを注進させているのである。本『月次祭神祇官指図』についても同様に、祈年祭（月次祭）に先立って太政官の官史や外記が公卿に諸司の配置や次第を指南するために作成し進上したものが、九条家に伝来・保管され続けたものであったと考えられる。

このことから本章冒頭で示した本図裏面記載の「月次祭神祇官指図□直注進之」について改めて考察してみる。「直注進之」は「直ちに之を注進す」とも読めるが、「□直」を外記や官史などの人名と捉え、その人物が本図を九条家の公卿などに注進したと考えることもできよう。管見では未だこれに該当すべき適当な人物を見出せていないが、本図の成立意図の一端に触れたことを成果として、今後の更なる検討課題としたい。

終わりに

以上、疑問点や検討課題を増やしてしまった感も否めないが、本論で考察したことの要点をまとめると以下の通りである。

◎班幣行事の中核となる次第は「祝詞宣読」と「幣帛頒与」であり、本行事に天皇が直接関わることも、神饌を供進する儀も全くない。神祇官西院は対象の祭神を勧請して、その場でこれを祭るという場所ではなく、あくまで参集した祝部に対し天皇の名の下で国家が最高の幣帛を頒つための場所であった。その中で参集者全員が幣帛の並ぶ庭上に降り立ち祝詞を拝聴することは、幣帛の賛辞にも繋がるということ、また天皇の玉体に関わり深い御巫がそれを先導することは、天皇の存在と国家祭祀との関連を想起させるということから特に重要であった。

◎形骸化した班幣行事は、儀式の流れは基本的に「儀」「延」と同じであっても、それを超越して順守される「家習」をもとに、貴族たちが公家社会の中で自己の作法・振舞いをアピールする場の一つともなっていた。また、一祭祀者として幣帛を受けていた御巫が、伊勢幣をはじめ諸社幣を象徴的に廻見する存在となり、公家らも伊勢幣及び自らの氏神社への班幣を見届けると退出するようになるなど、大規模な国家祭祀というより、むしろ天皇や神宮に関係する祭祀や、神祇官の自己完結的祭祀としての意味合いが強まっていた。

◎宮内庁書陵部蔵の『月次祭神祇官指図』は、鎌倉期の班幣行事の様子を理解する一助となり得る興味深い資料である。本資料は公卿らが儀式の流れや座次を視覚的に理解するために、官史などが作成し進上した指図の類であると考えられる。欠損があることは惜し

いが、班幣行事の復元的な考察ばかりか、『大内裏図考証』以降の神祇官西院の諸殿舎配置想定を儀式次第の面から再検討するのにも有用であると考えられる。

班幣の行われる祭儀としては祈年祭・月次祭・新嘗祭があるが、このうち祈年祭を別として月次祭や新嘗祭には同日夜に行われる天皇祭祀である神今食や新嘗祭との関係が重要な論点となっている。班幣行事の中で天皇が直接何らかの作法を行うことは一切なかったことは確かであるが、祝詞の内容や神宮・御巫（八神殿）との関係から、天皇と全く切り離された行事ではなかったこともまた確認できた。今後はこのような祭祀の二重構造の問題についても考察していきたい。

1 本論は神道宗教学会第七回学術大会（平成二十八年十二月四日、於國學院大學）におけるパネル発表「日本古代の儀礼・儀式と祭祀―古代祭祀の類型化を試考する―」における筆者報告「班幣行事にみる儀礼・儀式について」を基礎としている。

2 代表的なものに黒崎輝人「相嘗祭班幣の成立」（『日本思想史研究』第十三号、昭和五十六年）、岡田莊司「古代の法制度と神道文化―天皇祭祀に関する不文の律、不文の法―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十六号、平成二十一年）などがある。

3 ただし、この点について塩川哲朗「古代祈年祭の祭祀構造に関する一考察」（『神道宗教』二四七号、平成二十九年七月）は、加瀬直弥「古代朝廷祭祀に携わる神社の人々」（杉本恒彦・高井啓介編『霊と交流する人びと』上巻、平成二十九年）に基づき、「各神社での幣帛奉献儀に関する規定は祝詞にも各儀式書にも一切存在していない」ことを明らかにしている。

4 西山徳「祈年祭の研究」（『上代神道史の研究』国書刊行会、昭和五十八年）、岡田精司「律令的祭祀形態の成立」（『古代王権の祭祀と神話』塙書房、昭和四十五年）、早川庄八「律令制と天皇」（『日本古代官僚制の研究』岩波書店、昭和六十一年）、岡田莊司「天皇祭祀と国制機構―神今食と新嘗祭・大嘗祭―」（『平安時代の国家と祭祀』続群書類従刊行会、平成六年）など。

5 以下に引用する史料として、『延喜式』、『日本書紀』、『養老神祇令』、『令集解』は『新訂増補国史大系』本を、『儀式』、『西宮記』、『北山抄』、『江家次第』は『神道大系』本を、『大内裏図考証』は『故実叢書』本を、『玉葉』は国書刊行会本を、そして『重憲記』は平田俊春「本朝世紀後篇と権少外記重憲記」（『私撰国史の批判的研究』国書刊行会、昭和五七年）による翻刻をそれぞれ用いた。

- 6 九条家本「延」神名式上」は「御巫祭神八座」に「八神」と朱筆しており、また「座摩巫祭神五座」・「御門巫祭神八座」・「生嶋巫祭神二座」にそれぞれ「北舎」と朱筆している。後者の計十五神が北庁に鎮座していたことがわかる。これについて久水俊和氏は吉田兼敦『延喜式神名帳鈔』の記述から「神体はないものの「如在之儀」をもって北庁に勧請された旨が記され、神祇官空間の西面に安置された天皇守護の神々をまつる八神殿とともに、神祇官の聖性の源泉」であったとした（「室町期の内野における存続官衙―神祇官・太政官庁・真言院・神泉苑考―」（『駿台史学』一六〇号、平成二十九年）。
- 7 代表的なものに岡田精司「律令的祭祀形態の成立」（『古代王権の祭祀と神話』塙書房、平成十六年）、井上光貞『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会、昭和五十九年等がある。
- 8 岡田莊司「古代神祇祭祀体系の基本構想―「天社・国（地）社祭祀制」―」（『神道宗教』二四三、平成二十八年）。
- 9 岡田莊司「律令国家の祭祀―祈年祭の始原」（國學院大學学術資料センター「祭祀・祭礼の変遷―古代・中世を中心に―」、平成二十九年）。
- 10 吉江崇「祭祀空間としての神祇官」（『歴史研究』四二、平成十七年）。
- 11 『西』祈年祭条は、大臣が後戸、参議以上が巽角、王大夫が坤角を用いるとする。このような座次や通用口についての記述には、その後の『北』『江』など諸書で若干の差異があるため、『玉葉』治承四年（一一八〇）二月四日条では「已上記等、皆以相違、爰知、行事官等慥不尋行之間、毎度有相違一歟、」としている。
- 12 早川氏前掲注4論文。
- 13 奈良文化財研究所「一九九二年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」平成五年。
- 14 岡田莊司「古代の国家祭祀―祈年祭の淵源を探る―」（『神道史研究』六十五、二、平成二十九年）。
- 15 『大内裏図考証』第十九乾・坤の神祇官条では、神祇官西院に関する諸記録・諸図の分析から、御幣殿の前方（西側）に数本の木が生えていたことを考証及び図示している。
- 16 岡田莊司「一〇世紀における神社行政―祈年祭から祈年穀奉幣へ―」（『國學院雜誌』七四・九、昭和四十八年）など。
- 17 虎尾俊哉編『延喜式上』（訳注日本史料）集英社、平成十二年。
- 18 塩川氏前掲注3論文。

- 19 吉江氏前掲注10論文。
- 20 小平美香「神祇祭祀における女性神職の働き―古代神宮・宮中の祭祀から―」（『学習院大学人文科学論集』一二、平成十五年）。
- 21 藤森馨「平安時代中期に於ける神社信仰―祈年穀奉幣の成立を中心に―」（『平安時代の宮廷祭祀と神祇官人』原書房、平成二十年）
- 22 なお、このときの良通の評価については、翌々日の二月六日に兼実が参内し権中納言・平時忠と談話した際に「大將殿（＝良通…筆者注）御進退作法、殆過^二成人之礼^一、万人所^レ奉^二感歎^一也」と称賛されている。
- 23 藤森馨「院政期に於ける朝廷の神祇信仰―令制四箇祭の変容と院公卿勅使を中心に―」（『古代学協会編『後白河院―動乱期の天皇―』吉川弘文館、平成五年、のち藤森馨『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』、平成二十九年、吉川弘文館）。